

越知町告示第21号

越知町空き家バンク制度実施要綱を次のように定める。

平成26年5月1日

越知町長 小田保行

越知町空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越知町における空き家の有効活用を通じて、新たな定住者を確保するとともに、移住・定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度「越知町空き家バンク制度」について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、越知町内に所在し、継続して利用しない状態等に置かれた建物及び敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 町内へ移住・定住等を目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)及び空き家バンクに利用登録した者(以下「利用登録者」という。)に対し、空き家の売買、賃貸を希望する所有者等から申込みを受け登録した者(以下「空き家バンク登録者」という。)からの情報を紹介する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き屋の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家の登録をしようとする所有者等は、空き家バンク登録申請書兼同意書(様式第1号)及び空き家バンク登録カード(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の登録の申込みを受けたときは、その内容の確認及び現地調査等により、適当であると認めるときは、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家の所有者等が越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号。以下「暴排規則」という。)第2条第2項第5号に定める排除措置対象者と認められた場合は、登録を行わないものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家バンク登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家台帳の登録の取消)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き家台帳の登録抹消の届出があったときは、当該空き家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家バンク登録者に通知するものとする。

(情報提供と公開)

第7条 町長は、必要に応じて、利用希望者に空き家バンク登録者からの必要な情報を提供するものとし、情報の一部を越知町並びに高知県のウェブサイト及び広報誌等に公開するものとする。

(利用登録)

第8条 利用希望者は前条の規定による情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(様式第3号)及び誓約書(様式第4号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当しているものを空き家バンク利用者登録台帳(様式第5号)に登録するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、越知町の自然環境、生活文化等に関する理解を深め、地域住民と協調して生活できると認められる者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、産業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

(3) その他、町長が適当と認めた者

3 町長は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、登録を行わないものとする。

(1) 利用希望者若しくは同居予定家族が、暴排規則第2条第2項第5号に定める排除措置対象者と認めた者

(2) 前住所地で税等の滞納がある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、空き家バンク制度の目的を損ない、又は目的に寄与しない者

(情報の取扱い)

第9条 利用登録者は、第7条の規定により提供された情報の取扱いについては、次の事項に留意し、適正に取扱わなければならない。

(1) 空き家バンクの利用以外の目的に使用しないこと。

(2) 漏えい、紛失等のないよう適正に管理すること。

(3) 利用後は、速やかに廃棄その他の適正な措置を講ずること。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第10条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書(様式第6号)を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第11条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するものとする。

(1) 空き家の利用の目的等が第8条第2項各項の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。

(5) 利用登録から3年を経過した日の属する年度の末日を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、その限りではない。

(6) 利用登録者が第8条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(7) その他、町長が適当でないと思えたとき。

(空き家バンク登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 町長は、空き家バンク登録者と利用登録者とが行う、空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。